

嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第1種区域）の見直しに関する意見書

防衛省は、住宅防音工事の対象となる第1種区域について、最終指定告示以降相当の年数が経過していることなどを理由に順次見直しを進めており、嘉手納飛行場周辺の区域については、沖縄防衛局が航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査を実施するなど見直しに向けた作業が行われている。

嘉手納飛行場周辺においては、相次ぐ外来機の飛来などによる騒音激化が問題となり抗議の声が上がる中、現在進められている区域の見直し結果によっては、さらなる基地負担の増大につながるものが強く懸念されている。仮に現行区域が縮小されることがあれば、県民の目に見える形での基地負担の軽減に逆行するものであり、到底容認できるものではない。

このため、区域の見直しに当たっては、恒常的な航空機騒音により平穏な生活環境が著しく侵害されている基地周辺住民に対し、新たな負担を強いることがないよう適切に対処する必要があり、国においては住民の負担軽減が確保されるよう万全な対策を講じるべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産と生活環境を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 区域の見直しに当たっては、航空機の飛行実態や騒音被害等を十分考慮するとともに地元自治体及び住民に十分説明を行いその意見を尊重すること。
- 2 現行区域を縮小することのないよう75W区域内の建具復旧工事を実施すること。
- 3 区域指定に係る航空機騒音の評価の基本となっている「航空機騒音に係る環境基準」の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月29日

沖縄県議会

内閣総理大臣
環境大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て